

## 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価 に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

## 記

### 1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監理委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18年度見直し方針」という。）を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

### 2 業務実績評価に関する当面の取組方針

#### (1) 基本的な取組方針

業務実績評価については、当委員会がこれまで策定し、各府省の独立行政法人評価委員会等に示してきた「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」（平成14年12月26日。以下「2次意見」という。）、研究会報告書（平成16年6月30日）及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（平成17年7月11日。以下「財務内容等関心事項」という。）を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととする。

また、その際、基本方針2007及び関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針並びに当委員会の18年度見直し方針を踏まえるとともに、役職員の給与水準の適切性や随意契約の見直しなど独立行政法人が直面する重要課題等について、以下の事項を中心に重点的に評価を行うこととする。

(2) 中期目標期間終了時の事務・事業の見直しにつながる業務の在り方の検討に資する評価

- ① 法人の各業務について、国の政策の重点化・効率化や社会情勢の変化等に対応して適切な重点化・効率化が行われているかどうかという観点から評価が行われているか。
- ② 同種・類似業務を行っている他の法人や機関との比較等を行い、当該業務を独立行政法人という組織形態や当該法人で行う必要性等についての評価が行われているか。

(注) 法人の業務の在り方の検討に資する評価の視点等については、18年度見直し方針を参照

(3) 財務内容や主要な事務・事業の改善等に資する評価

ア 財務内容の改善

① 欠損金、剰余金の適正化

欠損金や当期総損失について、その発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その解消に向けた取組やその効果についての評価が行われているか。また、剰余金（積立金）や当期総利益についてもその発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、剰余金を保有する必要性、金額の妥当性、その効果的な運用方法等についての評価が行われているか。

② リスク管理債権の適正化

貸付金の回収計画の策定・回収状況についての評価が行われているか。また、リスク管理債権額やその貸付金残高に占める割合が増加している場合において、その要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適正化に向けた取組やその効果についての評価が行われているか。

(注) 財務内容の改善関係については、2次意見の「3 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び財務内容等関心事項等を参照

イ 資産の有効活用

保有する土地、建物等の利用実態や活用状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、当該資産が効率的に活用されているかどうかについての評価が行われているか。

ウ 行政サービス実施コストの改善

① 人件費又は人員の削減

人件費削減についての具体的な取組内容とその効果を業務実績報告書等で明らかにさせるとともに、削減状況について財務諸表による経年比較等で実証的に検証した上で評価が行われているか。

② 給与水準の適切性

法人の給与水準について、国家公務員の水準等との比較を行い、上回っている場合において、上回っている理由を業務実績報告書等で明らかにさせるとともに、法人が主張する理由について、同種・類似業務を行っている法人や組織等との比較を行う等、実証的に検証した上で、その水準の妥当性、改善に向けた取組及びその効果等についての評価が行われているか。

③ 市場化テストの導入

各業務のコストを明らかにした上で、法人が直接行った方が低コストであることが明らかである場合を除き、コスト削減等を図る観点から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入を視野に入れた評価が行われているか。

④ 随意契約の見直し

「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)に基づく、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開の実施状況についての評価が行われているか。

⑤ 関連公益法人等の見直し

- i 法人の特定の業務を独占的に受託している関連公益法人や特定関連会社等について、法人と当該関連公益法人等との関係を業務実績報告書等で具体的に明らかにさせた上で、業務委託の妥当性等についての評価が行われているか。
- ii 関連公益法人や特定関連会社等に対する出えん又は出資について、法人の政策目的等との関係を業務実績報告書等で具体的に明らかにさせた上で、その必要性等についての評価が行われているか。

エ その他

① 内部統制について、規程や体制の整備状況や運用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、内部統制の充実・強化についての評価が行われているか。

② 目的積立金の計上につながるような経営努力の取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その取組と成果についての評価が行われているか。

③ 昨年、当委員会が当該法人の評価について当該府省の独立行政法人評価委員会に通知した意見に従った評価が行われているか。

また、当委員会が当該法人の事務・事業の見直しについて主務大臣に対して行った勧告の方向性における指摘事項を踏まえた評価が行われているか。

## 経済財政改革の基本方針2007（抄）

平成19年6月19日  
閣議決定

## 5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。また、平成19年10月からの郵政民営化及び平成20年10月からの政策金融機関の新体制への移行を円滑・確実に実施する。

## 【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

## 【具体的手段】

## (1) 独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。

原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。

## (2) 「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(3) 独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

(4) 見直しの進め方

(1)の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19年8月末を目途に策定する。これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19年度に見直す23法人に加え、平成20年度に見直す12法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」（以下、「監理委員会」という。）及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(5) 郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

(6) 政策金融改革の確実な実施

平成20年10月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。

## 平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般 の見直し方針

平成18年7月18日  
政策評価・独立行政法人評価委員会

平成18年度以降、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の中期目標期間の終了時期が初めて到来することとなる。これらの法人については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定。以下「重要方針」という。）において、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることとされている。

また、平成18年度に、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9法人）に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人（31法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされており、融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

これらの見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめることとされており、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）としても見直しの方針を取りまとめることが求められている。

このため、委員会では、見直しの方針の策定に向けた精力的な検討作業を進めてきたところであり、「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成18年5月23日行政減量・効率化有識者会議。以下「有識者会議指摘事項」という。）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）も踏まえ、今般、平成18年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて、当委員会としての方針を取りまとめた。

委員会としては、今後とも有識者会議指摘事項及び基本方針2006を踏まえつつ、この見直しの方針に沿って、個別の法人ごとに平成18年度における独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行うこととしている。各主務大臣及び各府省の独立行政法人評価委員会においても、

これらを踏まえた抜本的な検討が行われることを期待する。

## 1 基本的な見直しの考え方

独立行政法人制度は、中期的な目標管理と第三者による事後評価、廃止や民営化を含めた組織・業務全般の定期的な見直しなどにより、業務の効率性・質の向上を図るとともに、自律的な業務運営や業務の透明性を確保するための仕組みとして創設されている。

このため、独立行政法人は、業務の効率性・質の向上を図り、国民にとって真に必要なサービスをより低廉な費用で提供することが求められるとともに、透明性を確保し適切な見直しに資する観点から、貸借対照表、損益計算書など法定の財務諸表や独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に基づく行政サービス実施コスト計算書等の作成・公表が義務付けられている。

したがって、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次の視点を基本とする。

- ① 業務の廃止・縮小・重点化
- ② 経費の縮減、業務運営の効率化
- ③ 自己収入の増加
- ④ 情報提供（ディスクロージャー）の充実

なお、先般成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）において、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、独立行政法人の組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方を見直す旨規定されており（行政改革推進法第 15 条）、また、特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとされている（行政改革推進法第 52 条）点なども踏まえて検討を進める必要がある。

## 2 共通的な見直しの視点

上記 1 の基本的な見直しの考え方を踏まえ、独立行政法人については、行財政改革の一層の推進、自律性の向上の観点から、i) 国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、ii) 独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当である。